

令和8年7月31日

## 令和8年熊本地震の災害に伴う健康保険特例措置について

尼崎機械金属健康保険組合

### 1 健康保険一部負担金等の取扱い（減額または免除）

- (1) 災害認定基準の住家全壊等の場合、一部負担金等を免除します。
- (2) 災害認定基準の住家半壊等の場合、一部負担金等を1割に減額します。
- (3) 主たる生計維持者が死亡、もしくは1ヶ月以上の療養を要する傷病を負った場合は、当該被保険者等に係る一部負担金等を免除します。

※下記2の地域に住居を有する被保険者及びその被扶養者が対象。

※入院時食事療養費標準負担額、入院時生活療養費標準負担額に相当するもの、保険適用外については除きます。

### 2 災害救助法適用地域（令和8年7月28日適用）【熊本県】

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

※最新の適用地域については、内閣府ホームページ「災害救助法の適用状況」により確認いただけます。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

### 3 申請方法及び証明書について

事前に当健保組合に「一部負担金等(減額・免除・徴収猶予)申請書(別紙①)」をご提出ください。「一部負担金等(減額・免除・徴収猶予)証明書」を発行いたします。

この証明書を医療機関等の窓口で提示すると、一部負担金等の支払いが免除または減額もしくは猶予されます。

## 【別添】

なお、「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）証明書」の発行前に一部負担金を支払った場合には、「一部負担金等還付申請書」（別紙②）に領収書を添えて申請いただきましたら減額免除部分について還付いたします。

### ※ 申請書への添付書類

- ・ 住家半壊（半焼）の場合、住家全壊（全焼・全流出）の場合⇒罹災証明書
- ・ 主たる生計維持者が死亡、もしくは重い傷病を負った場合  
⇒ 世帯全員の住民票 死亡診断書、埋葬許可証又は1ヶ月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等

## 4 医療機関等での受診について

被災により医療機関等の窓口でマイナンバーカード（マイナ保険証）または資格確認書を提示できない場合でも窓口で次の事項を申告すれば、健康保険で受診できることになっています。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 所属する事業所名
- (4) 保険者名（尼崎機械金属健康保険組合）

### 【問合せ先】

尼崎機械金属健康保険組合

☎ 06-6482-3288